

報道関係者各位

2017年12月15日
沢井製薬株式会社

**オキサリプラチン点滴静注液 50mg・100mg・200mg「サワイ」
特許権侵害差止請求訴訟 勝訴確定のお知らせ**

沢井製薬株式会社（本社：大阪市淀川区、代表取締役社長：澤井光郎）は、当社が製造販売する抗悪性腫瘍剤「オキサリプラチン点滴静注液 50mg・100mg・200mg「サワイ」（ジェネリック医薬品。先発品名：エルプラット®点滴静注液）に関し、デビオファーム・インターナショナル・エス・アー（以下、デビオファーム社）より提訴されておりました特許権侵害差止請求について、最高裁判所は平成29年12月7日付で、デビオファーム社側の上告を棄却する等の決定を行い、これにより当社側の勝訴が確定しました。

本訴訟は、上記当社製品がデビオファーム社の有する製剤特許（特許第4430229号）を侵害しているとして、製造販売等の差止及び廃棄を求めたものです。平成28年12月20日付の第一審判決（東京地方裁判所）に続く平成29年7月20日（知的財産高等裁判所）の控訴審判決を不服として、デビオファーム社が最高裁判所に上告及び上告受理申し立てを行っていたものです。

本件勝訴確定により、沢井製薬による本製品の製造販売の継続に何ら問題が生じることはありません。

◆お問い合わせ先◆

沢井製薬株式会社 戦略企画部 広報・IRグループ
TEL：06-6105-5718／E-mail：koho@sawai.co.jp